

厚生労働大臣が定める揭示事項

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。会計窓口にてその旨お申し付けください。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されているものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合など、その代理の方への発行もふくめて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

マイナ保険証によるオンライン資格確認について（医療DX推進体制）

当院は、オンライン資格確認等システムを導入しています。

患者様がマイナ保険証をカードリーダーで読み込み、「過去の診療情報等の提供」に同意いただくと、医師は電子カルテ上で、患者様の薬剤情報や特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用し、診察できるようになります。

医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

後発医薬品の使用促進・医薬品の変更に関するご案内

「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」とは、「新薬（先発医薬品）」の特許が切れた後に製造される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のことです。当院では、後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価した上で、後発医薬品を積極的に使用しております。また、外来院外処方について、「一般名処方」を推進しています。一般名処方により、有効成分が同一の医薬品が複数あった場合は、先発医薬品若しくは後発医薬品を患者様ご自身で選択でき、経済的負担も軽減することができます。（院外処方せんに「【般】」と表示しています）

しかし、一部の後発医薬品について供給不足が生じております。当院が採用している医薬品の供給不足が発生した場合、治療計画を見直したり、他の医薬品に変更する可能性があります。医薬品を変更する場合は、変更内容について十分ご説明いたします。

長期収載品に係る選定療養費に関する事項

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を患者様が希望される場合は、その薬価差額

の4分の1を特別の料金としてお支払いいただく制度が導入されました。この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

生活習慣病管理料（高血圧症・脂質異常症・糖尿病）に関する事項

令和6年度の診療報酬改定により生活習慣病にかかる診療報酬が大幅に変更になりました。

患者様には、血圧や体重等のここに応じた目標設定のほか、食事・運動に関する指導、検査結果等を記載した「療養計画書」を作成し、より実効性のある疾患管理を行います。この計画書は作成の都度患者様の署名をいただく必要がございますので、ご理解とご協力の程お願いいたします。

＜投薬について＞ 当院では、本管理料を算定する患者様の状態に応じて28日以上長期処方せんを発行することやリフィル処方せんを発行することが可能です。尚、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かどうかは病状に応じて担当医が判断いたします。

入院基本料に関する事項

当院は、3階 一般病棟において急性期一般入院基本料6ならびに地域包括ケア入院医療管理料1、2階 特殊疾患病棟において特殊疾患病棟入院料1の基準に適合するとして厚生労働大臣の認可を受けています。

看護職員の配置につきましては、各病棟の掲示板に掲示しています。

入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の基準に適合した食事を提供しています。

厚生労働大臣が定める基準による特別管理給食を提供しており、医師の発行する食事せんに基づき、患者様の疾病・病状・年齢等に適切な栄養量及び内容の食事療養を行います。

管理栄養士によって管理された給食が、適時（夕食は午後6時以降）・適温で提供されます。糖尿病・肝臓病・腎臓病・心疾患などの治療食の提供を行います。

医療相談窓口の設置について

当院では、患者様やそのご家族様のご相談等に適切に対応するため「患者相談窓口」を設置しております。お受け致しましたご相談やご要望は、その内容に応じて適切な部署や職種と連携し対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

- 相談等をお受けする内容：医療福祉、医療安全、診療に関すること

- 設置場所：1階受付「医療相談窓口」
 - 受付時間：月曜日～土曜日（日曜祝日及び病院休診日を除く）9：00～17：00
- ※ 詳細は別紙をご参照ください

保険外負担に関する事項

当院では、療養の給付と直接関係のないサービス等に係る費用等について、その利用日数、枚数等に応じた実費のご負担をお願いしております。

- (1) 個室使用料
- (2) 日常生活のサービスに係る費用
- (3) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用
- (4) 自費診療に係る費用（保険外負担・任意の予防接種料）
- (5) 診療記録等の写しの交付に要する費用 等

※ 個室料金表ならびに実費価格表をご参照ください